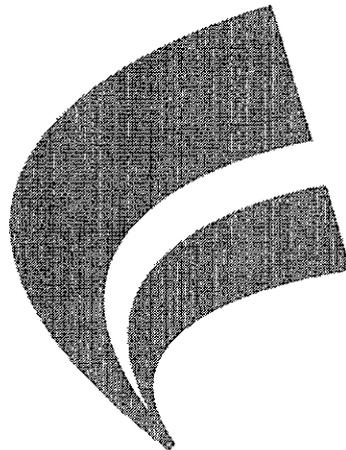


# 令和3年度 教育委員会

(第4回定例会)

開催日 令和3年7月14日



笛吹市

笛吹市教育委員会

## 令和3年度7月定例教育委員会会議日程

日 時 令和3年7月14日(水)午後9時30分開会  
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名  
(7月議事録：芦澤委員、久保田職務代理)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事  
  
報告第2号  
令和3年笛吹市議会第2回定例会の報告について  
  
議案第5号  
笛吹市学校給食費徴収規則について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和3年8月4日(水)  
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

## 報告第2号（7月）

令和3年笛吹市議会第2回定例会の  
報告について

教育委員会

令和3年 笛吹市議会 第2回定例会  
 [議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	備考
1	渡辺 清美 議員	1 気象防災アドバイザーの活用を	
		2 結婚新生活支援事業について	
2	河野 正博 議員	1 笛吹市文化財保護と活用について	
		2 ICT教育の状況と課題について	
3	野沢 今朝幸 議員	1 新道峠展望台への市営乗り合いバス運行について	
4	落合 俊美 議員	1 新型コロナワクチン接種について	
		2 消防団員の確保及び組織再編について	
5	山田 宏司 議員	1 景観と特定外来生物について	
		2 観光都市笛吹の未来のために	
6	岡 由子 議員	1 高齢者および障がい者のごみ出し支援について	
		2 ヤングケアラーの支援について	
7	渡辺 正秀 議員	1 コロナ対策、市独自の対策と国への働きかけについて	
		2 県の制度も併用して新規就農農業後継者支援制度の拡充を	
8	河野 智子 議員	1 コロナ禍の子育て世帯に給食費無料の支援を	
		2 幹部職員の登用について	
9	武川 則幸 議員	1 優良農地の保全、耕作放棄地の有効活用について	
		2 災害発生時の「要配慮者」に係る「個別計画」の策定について	
10	中川 秀哉 議員	1 コロナ禍における「社会的孤立」から市民の安全・安心を守る行政サービスについて伺う	

## 令和3年 笛吹市議会第2回定例会一般質問に関する質問及び回答

◎ 河野 正博 議員

### 1 笛吹市文化財保護と活用について

ア 文化財の保護と活用施策について基本方針を伺う。

答弁

文化財保護法は、文化財を保存し、その活用を図ることにより、国民の文化向上と世界文化の進歩に貢献することを目的としています。そのため、本市では、先人が築き伝承した文化財を適切に保存するとともに学びの場や地域づくりに活用することで確実に次代に継承していくことを基本に考えています。

イ 現在行われている文化財保護に係る施策と令和3年度文化財保護歳出予算は。

答弁

文化財保護に係る施策としては、指定文化財の所有者に対して、専門家による助言指導や修繕費用の助成を行っています。また、史跡の整備として、重要な文化財である国指定史跡甲斐国分尼寺跡の土地の公有地化を進めています。

一方、発掘調査として、土木工事に先立つ遺跡の確認調査、出土品の整理などを行っています。

令和3年度における文化財保護関連歳出予算は、合計で164,817千円になります。

ウ 無形文化財の保護施策について伺う。

答弁

無形文化財の保護については、春日居町鎮目の山梨岡神社太々神楽(だいだいかぐら)や御坂町二之宮の美和神社太々神楽(だいだいかぐら)、一宮町東原の和歌囃子(わかばやし)など、民俗芸能の継承団体に対して、上演の機会づくりや民間による助成事業の情報提供を行うとともに、笛吹市文化財保存事業費補助金を交付して、後継者育成や伝承活動の支援に取り組んでいます。

エ 文化財を生かした、教育、観光産業等の横断的事業について伺う。

答弁

教育委員会では、文化財ガイドマップ等の作成や、甲斐国分寺跡や市内の社寺などを案内するガイドグループの育成を行っており、歴史や文化に興味を持つ観光客のガイドなどとして、旅館などが活用しています。

平成30年5月に日本遺産に「星降る中部高地の縄文世界」が認定され、縄文文化への関心が高まってきています。そこで、釈迦堂遺跡博物館では小中学生に対して縄文文化に関する校外体験授業や出前講座を実施しています。また、釈迦堂遺跡博物館では、リニューアルを機に、水煙(みずけむり)をイメージさせる装飾を施した水煙(すいえん)文(もん)土器(どき)などの展示内容を見直し、修学旅行などの教育ツアーに組み込んでもらえるよう観光業者にPRしています。これまでに栃木県内の小学校など県内外の学校が訪れています。

オ 文化財を共助社会の育成に活用することについて伺う。

答弁

地域住民がともに協力し合い、地域をつくる共助の社会づくりのための文化財の活用としては、市内各地で行われている民俗芸能の伝承活動があります。

八代町米倉区では、明治末期から約80年間途絶えていた人形(にんぎょう)三番叟(さんばそう)を地域住民の努力で平成2年に復活させることができました。復活の後には、旧八代町、笛吹市で文化財に指定して活動の継続を支援しています。

カ 地域への文化財の啓蒙活動の状況について伺う。

答弁

文化財に関する出前講座や地区公民館で開催されている高齢者サロンで、土器片の文様を和紙に写し取る「拓本(たくほん)」などの体験型メニューの実施、市内に点在する文化財などを巡る散策用マップの作成・配布などにより、地域の文化財を知っていただく取組を行っています。

## 2 ICT教育の状況と課題について

ア ICT教育導入で笛吹市の義務教育に求められることは何か伺う。

答弁

インターネットを使用した情報収集やデジタル教材による課題別学習等により、これまで以上に一人一人の理解や能力に合わせた個別最適な学びが可能になります。そのため、これまでの教育実践とICTを効果的に組み合わせる授業を実施し、学習の基盤となる知識・技能や思考力等を確実に育成するとともに、情報活用能力を育てていくことが求められていると考えます。

イ タブレット導入に先立つ情報通信環境整備の進捗状況について伺う。

答弁

各教室の校内無線LANについては、令和3年2月26日までに、すべての小中学校において整備が完了しました。

さらに、6月には、校内無線LANのインターネット回線速度を増強し、高速通信が可能となる整備を行っています。

こうしたことにより、児童生徒が1人1台タブレットパソコンを一斉にインターネットに接続した場合でも、スムーズに使用できるようになります。

ウ タブレット授業の進捗状況について伺う。

答弁

理科や図工の授業で、植物の観察記録や粘土で作った作品をタブレットで撮影したり、社会科や総合的な学習の調べ学習で活用したりしています。

また、校外学習時にタブレットを持参し、子供達が撮影した文化財についてプレゼンテーションソフトを使って発表したり、試行的にタブレットで朝の健康チェックを行ったりしている学校もあります。

教育内容や発達段階を考慮し、各校の実態に応じて活用を始めています。

エ タブレット授業での生徒の格差対策について伺う。

答弁

各校の情報教育年間計画に基づき、発達段階に応じた系統的な指導を行うとともに、グループ学習を取り入れ、子供達が教え合いながら学習を進めるなど授業形態を工夫しています。

また、市担講師や学校サポーター、学力向上支援スタッフを活用し、きめ細かな指導をすることにより格差の解消を図っています。

オ タブレット教育が生徒の個性喪失に繋がらないか伺う。

答弁

タブレットは、授業の中に効果的に取り入れながら活用しています。教育活動のすべてをICT機器に委ねるのではなく、子供達の思考や表現が単純化・画一化しないよう、目的に応じて適切に活用していくことで、一人一人の個性を育てていくことができると考えています。

カ 教師のタブレット授業準備負荷への対応策について伺う。

答弁

各校では、校務支援システムや教師用タブレットを活用して学習教材や授業案を共有し、お互いの授業を参考にしながら授業準備の負担軽減を図っています。

また、校長会や教頭会、各校の代表者で構成する市学力向上研究委員会、各校の情報教育担当者で構成する市 ICT 連絡会議の中で、授業で活用できるソフトの使い方や効果的な指導法について学ぶ機会を設け、教師の負担軽減を図っています。

キ タブレット授業で期待できる点について伺う。

答弁

動画の活用や可視化による学習内容の理解の促進、習熟度に応じたデジタル教材の活用による個別学習、インターネットによる調べ学習、一つの画面をグループで共有し、リアルタイムで意見を交換する学び合いなどデジタルの長所を生かし、今まで以上に多様で深い学びの提供が期待できます。

ク タブレット授業の検討事項について伺う。

答弁

今後の検討事項として、タブレットを効果的に活用するためのデジタルドリルや教育支援ソフトの導入、タブレットの持ち帰りによる家庭学習との連携などが挙げられます。

◎ 岡 由子 議員

1 ヤングケアラーの支援について

ア ヤングケアラーに関する研修等の推進について当局の見解を伺う。

答弁

県教育委員会では、本年5月に、小中学校の生徒指導担当者を対象とし、ヤングケアラーの問題について情報共有を図る研修会を開催しました。本市の小中学校からも担当者が出席し、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、教職員間で課題や対応等を共有しています。

市としましては、実際にヤングケアラーと思われるケースが発見された場合に、関係機関でスムーズに情報を共有し、必要な支援につなげることができるよう、児童福祉、保健医療、教育等の関係者で構成する要保護児童対策地域協議会などにおいて、研修会等を開催していきます。

イ 支援ニーズの調査をする必要があると考えるが、当局の見解を。

答弁

潜在化しやすい本事業の早期発見や支援ニーズの解明には、実態把握のための調査は有効な手段の一つであると考えます。

今後、調査の方法などを含め、教育委員会等の関係機関と連携し対応を検討します。

◎ 河野 智子 議員

1 コロナ禍の子育て世帯に対する給食費無料の支援を

ア 小中学校の給食費を無料にした場合に必要となる予算額について。

答弁

約3億2,000万円となります。

イ 市内の保育所・幼稚園等の主食・副食費を市が援助した場合に必要な予算額は。

答弁

現在、3歳以上の園児に主食を提供している保育所等の主食費は、約850万円です。一方、副食費については、市内の全ての保育所が徴収しており、約5,260万円となります。また、幼稚園については、約351万円となります。

これらの費用を援助した場合に、必要となる予算額は、合わせて約6,461万円となります。

ウ 今年度の小中学校・保育所等の給食費を無償化する考えは。

答弁

昨年度は、県内に緊急事態宣言が発出されていたため、給食費を無償化としましたが、現在は、そのような状況にありませんので、現時点で、無償化する考えはありません。

エ 3・4・5歳児の主食の提供予定はいつか。

答弁

公立保育所の3・4・5歳児に対する主食の提供については、さらなる子育て支援の充実を図るため、令和4年4月からの実施に向け、準備を進めています。

オ 準要保護世帯は、今年度増えているか。

答弁

現在、準要保護世帯の認定作業を進めているところですので、申請数での比較となりますが、昨年度は471世帯、本年度は459世帯で、減少しています。

カ 就学援助の対象を広げる考えは。

答弁

現在、準要保護世帯の認定作業を進めているところですので、申請数での比較となりますが、昨年度は471世帯、本年度は459世帯で、減少しています。

キ 第2子、第3子について学校給食費の援助の考えはあるか。

答弁

学校給食については、学校給食法で、保護者に食材費の負担を求めているため、第2子、第3子への助成は考えていません。

ク 3歳以上の園児の主食費に対する援助について。

答弁

保育所等における主食費、副食費については、自宅で子育てをする場合でも、生じる費用であり、保護者が負担すべき費用とされていますので、現時点で、国の副食費免除制度を超えて、給食費について市独自の援助を実施する予定はありません。

議案第5号（7月）

笛吹市学校給食費徴収規則について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和 年 笛吹市規則第 号) 笛吹市学校給食費徴収規則
趣旨 目的	笛吹市立小中学校の学校給食費を公会計にするにあたり、必要な事項を定める必要があるため、本規則を制定する。
概要	現在、私費会計として運用している笛吹市立小中学校の学校給食費を、令和4年4月から公会計とし運用するため、新たな規則の制定が必要となる。
経過	令和元年7月文部科学省において、教職員の働き方改革の一環として、学校給食費を公会計化する旨の通知及びガイドラインが発出されたため、本市においても、私費会計で運用していた学校給食費を公会計とする。
関係 法令	学校教育法(昭和22年法律第26号) 学校給食法(昭和29年法律第160号) 笛吹市学校設置条例(平成16年条例第93号) 笛吹市児童手当事務取扱規則(令和2年規則第11号)
予算 措置	令和3年度当初予算 6,150千円
その他	

笛吹市学校給食費徴収規則をここに公布する。

令和3年 月 日

笛吹市長

笛吹市規則第 号

笛吹市学校給食費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき実施する笛吹市立の小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)の学校給食に要する経費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費(第5号に掲げる者の学校給食に要する経費を含む。)をいう。
- (3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及びその他保護者に準ずる者として市長が認めるものをいう。
- (4) 児童等 市立学校に在学又は入学する児童及び生徒をいう。
- (5) 職員等 市立学校に勤務する教職員並びに笛吹市学校給食センター条例(平成16年笛吹市条例第95号)第1条に規定する給食センターの業務に従事する調理員及び配送員をいう。

(学校給食に係る申込み)

第3条 学校給食の提供に係る申込み(この条において「申込み」という。)

は、児童等の保護者は学校給食に係る申込書(様式第1号)を、職員等は職員等学校給食に係る申込書(様式第2号)を、学校給食の喫食の有無にかかわらず、学校給食の提供開始日の前日から起算して3日前(笛吹市の休日を定める条例(平成16年笛吹市条例第2号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)までに市長に提出しなければならない。

- 2 申込みは、児童等が在学する期間又は職員等が勤務若しくは従事する期間において継続するものとする。
- 3 疾病、災害その他やむを得ない理由により申込みがない場合において、児童等及び職員等が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供を希望する申込みがあったものとみなす。

(学校給食の単価)

第4条 学校給食1食当たりの単価(以下「基準額」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校児童 290円
- (2) 中学校生徒 330円
- (3) 職員等 学校給食の提供を受ける又は学校給食を提供する市立学校と同額

(学校給食費の徴収額の決定及び変更)

第5条 市長は、学校給食費を学校給食の提供を受ける児童等の保護者及び職員等から徴収するものとし、学校給食費の徴収額を決定したときは、年度ごとに学校給食費徴収額決定通知書(様式第3号)により、学校給食の提供を受ける児童等の保護者及び職員等に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の徴収額を変更したときは、学校給食費徴収額変更通知書(様式第4号)により、徴収額に変更のあった学校給食の提供を受ける児童等の保護者及び職員等に対して通知するものとする。

(学校給食費の徴収方法等)

第6条 学校給食費は、口座振替の方法又は学校給食費納入通知書(様式第5号)により、年度を単位に、原則として5月から月ごとに翌年2月まで徴収するものとする。

2 5月から翌年1月までの間に転入、就職等により学校給食の提供が開始される者の学校給食費は、月始から14日までに提供が開始される場合は当該月から、15日から月末までに提供が開始される場合は翌月から徴収するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、4月に転出、退職等により学校給食の提供を停止する場合は停止までの学校給食の実施回数に基づき、2月又は3月に転入、就職等により学校給食の提供が開始される場合は年度内の学校給食の提供を受ける予定回数に基づき、それぞれ一括徴収するものとする。

4 児童等及び職員等以外の者が学校給食の提供を受けるときは、その者から学校給食の提供を受ける市立学校の基準額及び実施回数により、学校給食費を徴収するものとする。

(学校給食費の徴収額)

第7条 学校給食費の徴収額は、基準額に年度内に児童等及び職員等が学校給食の提供を受ける予定の日数を乗じて得た額を年額とし、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める額を徴収月額とする。ただし、2月の徴収額は、年額から1月までの月額を減じて得た額とする。

- (1) 小学校児童の保護者 1箇月 5,800円
- (2) 中学校生徒の保護者 1箇月 6,300円
- (3) 職員等 学校給食の提供を受ける又は学校給食を提供する市立学校と同じ月額

- 2 市長は、学校給食費徴収額決定通知書における学校給食費の額を学校給食の実施回数に応じて変更したときは、2月の徴収額を増減するものとする。
- 3 市長は、その他必要があると認めるときは、徴収額を変更することができる。

(学校給食費の納期限)

第8条 学校給食費の納期限は、徴収月の25日とする。ただし、当該納期限が市の休日に当たるときは、その日の翌日を納期限とする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、納期限を別に定めることができる。

(学校給食の停止等)

第9条 市長は、児童等又は職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食の提供を停止することができる。

- (1) 食物アレルギー等を除く病気、事故その他の理由により、市が学校給食を提供する日において連続して5日以上、学校給食の全部又は牛乳の提供の停止を希望するとき。
  - (2) 食物アレルギー等により、継続して学校給食の全部又は牛乳の提供の停止を希望するとき。
  - (3) 転出、退職等の事由により、学校給食の提供を受ける必要がなくなったとき。
  - (4) その他市長が認めるとき。
- 2 児童等の保護者及び職員等は、前項の規定により学校給食の提供の停止を希望するとき又は停止後に再開を希望するときは、希望する日の前日から起算して3日前(市の休日を除く。)までに、児童等の保護者は学校給食(停止・再開)届(様式第6号)を、職員等は職員等学校給食(停止・再開)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(学校給食費の減額等)

第10条 市長は、前条第2項に規定する学校給食(停止・再開)届及び職員等学校給食(停止・再開)届により学校給食の提供の停止を決定したときは、年度内の実施回数に基づき、学校給食費の額を減額するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、牛乳の提供のみの停止を決定したときは、基準額から当該年度における牛乳の契約単価(消費税及び地方消費税を含む。)に

相当する額を減じて得た額を基準額とみなし、第7条に規定する学校給食費の徴収額を算出するものとする。

(学校給食費の還付)

第11条 市長は、徴収した学校給食費について、その全部又は一部を還付すべき事由が生じたときは、当該学校給食費を既に納付した者に還付するものとする。

2 市長は、学校給食費の滞納がある者に還付金があるときは、当該還付金をその者の滞納分の学校給食費に充当することができる。

(学校給食費の督促)

第12条 市長は、学校給食費を納期限までに納付しない者があるときは、その者に対し、期限を指定して督促しなければならない。

(児童手当からの徴収)

第13条 学校給食の提供を受ける児童等の保護者が児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条に基づき児童手当を学校給食費の支払に充てる旨を申し出たときは、当該児童手当の額の全部又はその一部を支払に充てることができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費の徴収に関して必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

〒  
 申請者 住所  
 (保護者) 氏名  
 電話番号  
 児童又は生徒との続柄

学校給食に係る申込書

笛吹市学校給食費徴収規則第3条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

対象児童 又は生徒	学校名	学校
	学年・組 (どちらかに☑を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 新1年生 <input type="checkbox"/> 年 組
	生年月日	年 月 日
	フリガナ	
	氏名	
申込区分 (どちらかに☑を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 学校給食の提供を希望します。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギーその他やむを得ない理由により弁当を持参するため、学校給食の提供は希望しません。	
学校給食の提供開始日	年 月 日から	

備考

- 1 食物アレルギー、乳糖不耐症等により、学校給食の全部又は牛乳の提供を希望しない場合は、学校給食(停止・再開)届(様式第6号)をこの申込書と一緒に提出してください。
- 2 この申込書は、学校給食の提供開始日の前日から起算して3日前(市の休日を除く。)までに学校へ提出してください。
- 3 児童又は生徒1人につき1枚、提出してください。
- 4 この申込書は、特に申出がない限り、笛吹市立学校に在学している期間は継続されます。
- 5 学校給食費に滞納が生じた場合、市は、支払督促等の法的措置を執ることがあります。
- 6 学校給食費の納入が無かった場合は、債権の管理のために必要な個人情報を市が調査することについて同意します。また、学校給食費の徴収状況を校長に対して提示することに同意します。

保護者→学校→教育委員会

様式第 2 号(第 3 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

〒

住所

氏名

電話番号

職員等学校給食に係る申込書

笛吹市学校給食費徴収規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

学校名又は 給食センターの名称	
申込区分 (どちらかに☑を付けてください)	<input type="checkbox"/> 学校給食の提供を希望します。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギーその他やむを得ない理由により 弁当を持参するため、学校給食の提供は希望し ません。
学校給食の提供開始日	年 月 日から

備考

- 1 食物アレルギー、乳糖不耐症等により、学校給食の全部又は牛乳の提供を希望しない場合は、職員等学校給食(停止・再開)届(様式第 7 号)をこの申込書と一緒に提出してください。
- 2 この申込書は、学校給食の提供開始日の前日から起算して 3 日前(市の休日を除く。)までに学校へ提出してください。
- 3 この申込書は、特に申出がない限り、勤務している期間は継続されます。
- 4 学校給食費に滞納が生じた場合、市は、支払督促等の法的措置を執ることがあります。
- 5 学校給食費の納入が無かった場合は、債権の管理のために必要な個人情報を市が調査することについて同意します。また、学校給食費の徴収状況を校長に対して提示することに同意します。